

各種新種保險の理論と実務

大正海上火災保險(株) 編

海 文 堂

目 次

第1章 動産総合保険

1-1 総 説	1
1-1-1 特 色	1
1-1-2 沿 革	1
1-1-3 現状と将来	3
1-2 動産総合保険	4
1-2-1 保険の対象	4
1-2-2 てん補される損害	6
1-2-3 てん補されない損害	7
1-2-4 損害のてん補	12
1-2-5 保険料率	15
1-2-6 契約方式	18
1-2-7 契約にあたっての留意事項	22
1-3 ヨット・モーターボート総合保険	25
1-3-1 沿革と特色	25
1-3-2 契約方法	26
1-3-3 船体条項	27
1-3-4 賠償責任条項	32
1-3-5 搭乗者傷害特約条項	35
1-3-6 搜索救助費用特約条項	38
1-4 コンピュータ総合保険	38
1-4-1 沿 革	38
1-4-2 保険の構成	40
1-4-3 情報機器条項	40

1-4-4	情報メディア条項	45
1-4-5	臨時費用条項	48
1-4-6	利益条項	53
1-4-7	保険料率	56

第2章 盗 難 保 険

2-1	盗難保険	61
2-1-1	沿 革	61
2-1-2	保険の対象	61
2-1-3	てん補される損害	62
2-1-4	てん補されない損害	63
2-1-5	損害のてん補	64
2-1-6	特約条項	65
2-1-7	保険料率	69
2-1-8	契約にあたっての留意事項	70
2-2	クレジット・カード盗難保険	71
2-2-1	特 色	71
2-2-2	保険の対象	73
2-2-3	てん補される損害	73
2-2-4	てん補されない損害	74
2-2-5	損害のてん補	75
2-2-6	保 険 料	77
2-2-7	契約にあたっての留意事項	78
2-2-8	キャッシュディスプレイ用カード盗難保険	79

第3章 機 械 保 険

3-1	総 説	81
3-1-1	沿 革	81

3-1-2 現状と将来	83
3-2 保険の内容	85
3-2-1 保険の対象	85
3-2-2 保険の目的	87
3-2-3 保険期間	88
3-2-4 保険金額	88
3-2-5 てん補される損害	89
3-2-6 てん補されない損害	91
3-2-7 損 害 額	93
3-2-8 損害てん補額	94
3-2-9 保険料率	95
3-2-10 特約条項	98
3-3 包括契約方式	101
3-3-1 ビル付帯設備包括契約	101
3-3-2 工場内受配電設備包括契約	106
3-3-3 自動車整備工場機械包括契約	109
3-4 機械利益保険	110
3-4-1 特 色	110
3-4-2 保険の目的	111
3-4-3 保険金額	112
3-4-4 約定てん補期間と損失てん補期間	113
3-4-5 損失のてん補	113

第4章 工 事 保 險

4-1 総 説	115
4-1-1 沿 革	115
4-1-2 特 色	121
4-1-3 請負約款との関係	125

4-2 組立保険	136
4-2-1 特 色	136
4-2-2 保険の対象	137
4-2-3 保険契約者・被保険者	138
4-2-4 保険期間	138
4-2-5 工事現場	141
4-2-6 保険の目的	142
4-2-7 保険金額	143
4-2-8 てん補される損害	144
4-2-9 てん補されない損害	145
4-2-10 損 害 額	147
4-2-11 損害てん補額	150
4-2-12 特約条項	151
4-2-13 総括契約	153
4-2-14 保険料率	155
4-2-15 調査事項	158
4-3 建設工事保険	159
4-3-1 特 色	159
4-3-2 保険の対象	161
4-3-3 保険の目的	161
4-3-4 保険契約者	162
4-3-5 被保険者	163
4-3-6 保険期間	164
4-3-7 保険金額とてん補限度額	165
4-3-8 てん補される損害	167
4-3-9 てん補されない損害	169
4-3-10 損害のてん補	174
4-3-11 特約条項	176

4-3-12 保険料率	177
4-4 土木工事保険	180
4-4-1 特 色	180
4-4-2 保険の対象	181
4-4-3 保険の目的	181
4-4-4 保険契約者・被保険者	183
4-4-5 保険期間	183
4-4-6 保険金額	184
4-4-7 てん補限度額	186
4-4-8 てん補される損害	186
4-4-9 てん補されない損害	188
4-4-10 損害のてん補	192
4-4-11 保険料率	195
4-4-12 保険条件	198
4-5 海外工事に関する工事保険	200
4-5-1 特 色	200
4-5-2 契約形態	202
4-5-3 保険の内容	204

第5章 航 空 保 険

5-1 総 説	209
5-1-1 特 色	209
5-1-2 沿 革	214
5-1-3 航空保険プール	215
5-2 保険の内容	217
5-2-1 証 券	217
5-2-2 機体保険	221
5-2-3 第三者賠償責任保険	226

5-2-4 乗客賠償責任保険	228
5-2-5 その他の種目	229
5-3 航空機運航者にかかわる法律	231
5-3-1 航空法	231
5-3-2 第三者賠償責任	231
5-3-3 乗客賠償責任	232
5-3-4 国際条約	234

第6章 原子力保険

6-1 沿革	237
6-1-1 原子力2法と原子力損害賠償責任保険	237
6-1-2 保険の種類	239
6-2 共同引受体制	240
6-3 保険の内容	241
6-3-1 原子力施設損害賠償責任保険	241
6-3-2 原子力輸送賠償責任保険	244
6-3-3 原子力財産保険	246
6-4 原子力損害賠償補償契約	249

第7章 動物保険

7-1 総説	251
7-1-1 概要	251
7-1-2 特色	252
7-2 競走馬保険	253
7-2-1 仕組み	253
7-2-2 てん補される損害	254
7-2-3 てん補されない損害	256
7-2-4 保険金額	256

7-2-5 保険期間	257
7-2-6 保険の対象	257
7-2-7 保険料率	257
7-2-8 契約手続	258
7-2-9 損害査定	259
7-2-10 競走馬保険の今後	259
7-3 ミンク保険	260
7-3-1 仕 組 み	260
7-3-2 てん補される損害	260
7-3-3 てん補されない損害	261
7-3-4 保険金額	261
7-3-5 保険期間	261
7-3-6 損害てん補額	261
7-3-7 保険料率	262
7-4 にわとり保険	262
7-4-1 仕 組 み	262
7-4-2 てん補される損害	263
7-4-3 てん補されない損害	263
7-4-4 保険金額	263
7-4-5 保険期間	264
7-4-6 損害てん補額	264
7-4-7 保険料率	264

第1章 動産総合保険

1-1 総 説

1-1-1 特 色

動産総合保険の特色は次の2点に集約されよう。

- ① あらゆる偶然な事故による損害を保険金支払いの対象とする、いわゆるオールリスク担保方式の保険であること
 - ② 保管中、使用中、輸送中を問わず、いかなる場所で生じた損害であっても保険金支払いの対象とする（フローター方式）保険であること
- すなわち、事故の種類や発生場所を特定せずに損害をカバーできることが、動産総合保険を、動産を対象とする保険として最も担保範囲が広く応用力に優れたものとしているのである。

1-1-2 沿 革

動産総合保険は新しい保険である。わが国にはじめて登場したのは昭和36年。その直接のきっかけが映画会社やテレビ局で使用するカメラのための保険だったことも、この保険の時代性を象徴している。テレビカメラは高価な精密機械であり、火災はもとより物理的な破損、水濡れ、盗難など多くの危険が予想される。しかも、使用場所はテレビ局の建物内に限られず、催し物や事件発生のたびに中継放送のため現場へ運出されることが多い。

当時、このように多様な危険にさらされ、かつ、使用場所を特定できない動産にふさわしい保険はなかった。ノンマリン部門の既存の保険でも、火災保険、

盗難保険、機械保険の三つを組み合わせることによってオールリスク担保の保険カバーを提供できる。しかし、三つの保険を別々に手配しなければならないのは不便である。さらに、これら三つの保険に共通する限界として、保険目的の収容場所を特定しなければならない点が指摘される。したがって、テレビ局の建物を収容場所に特定すれば、カメラを外へ持出した時点から保険カバーは及ばなくなってしまう。

次に、マリン部門の保険に目を向ければ、オールリスク担保方式の保険として運送保険がある。運送保険は担保危険の面ではテレビカメラなどの保険需要を満たしうるが、この保険の引受けは運送中の危険を主とした場合に限られるため、テレビ局内での保管中の危険も含めた引受けはできない。

このように、既存の保険はそれぞれに一長一短があり、場所がどこであろうと原因の如何にかかわらず、テレビカメラに生じる損害をすべて担保してほしいという需要を満たすべき保険は当時存在しなかったのである。⁽¹⁾

こうした保険需要に応えるために誕生したのが動産総合保険であった。この保険は、イギリスにおけるオールリスク保険とアメリカにおけるインランド・マリン⁽²⁾保険を規範として、昭和36年にまず東京海上、住友海上両社が認可を取得して営業を開始し、やがて他の保険会社も相ついで認可を取得し、現在では日本の全損害保険会社が営業を行っている。

その後、ヨットやモーターボートさらにはコンピュータを対象として、より特化した二つの保険が動産総合保険から独立するかたちで生まれているが、これらヨット・モーターボート総合保険（昭和50年6月発売）とコンピュータ総合保険（昭和50年9月発売）とは、広い意味での動産総合保険に含まれるといっている。

(1) 不特定な場所におけるオールリスク担保方式の保険として、当時においても、船舶保険、航空保険があったが、その対象が限られていて、一般の動産は引受けの対象とはならなかった。また、自動車保険の車両保険がオールリスク担保方式になったのは昭和40年10月のことであり、当時は列挙危険方式であった。

(2) インランド・マリン保険に関する文献には、W.H. ロッダ（印南博吉監修）『賠償責任保険と財産保険』保険研究所（昭和43年）第9章、S.O. マククリーン、B.A., L.L.B（所蔵他訳）『インランド・マリン保険』保険研究所（昭和30年）などがある。

1-1-3 現状と将来

動産総合保険は誕生以来約20年を経過したが、その収入保険料は損害保険全体の伸び率を上まわる勢いで伸び、新種保険の分野において、傷害保険、賠償責任保険、保証保険につぐ地位を築いている（表 1-1 参照）。

表 1-1 種目別元受保険料の推移

(国内会社計)

(単位 100 万円)

年 度	損害保険全種目 合計	動産総合保険	傷害保険	賠償責任保険	保証保険
昭和44年度	721,240(100)	4,888(100)	20,425(100)	5,746 (100)	396 (100)
昭和49年度	1,773,456(246)	15,835(324)	62,613(307)	28,245 (492)	17,280 (4364)
昭和54年度	2,984,242(414)	26,991(552)	146,978(720)	62,277(1084)	41,610(10508)

(注) 1. () 内は昭和44年度を100とした指数。

2. 動産総合保険にはヨット・モーターボート総合保険とコンピュータ総合保険を含む。

(出典：『インシュアランス損害保険特別統計号』)

また、保険会社も、この間に、引受方法、適用料率、損害査定などの面で経験と知識を蓄積してきた。

将来に目を向ければ、新技術の開発や社会環境の変化に伴い、これまでにはなかった新しい危険の出現も予想される⁽³⁾。その場合、既存の列挙危険担保方式の保険では対応できないものでも、動産総合保険であれば弾力的な対応が可能であろう。動産総合保険は、その優れた担保内容と柔軟性に富んだ契約方式により需要者のニーズを満たしながら、物保険分野でますますその地位を高めていくことが予想される。

ここでひとつ課題となるのは、運送保険との発展的統合であろう。保管危険と輸送危険をあわせて担保する動産総合保険と、輸送危険を中心としてそれに付随する保管危険を担保する運送保険とは相互に競合する分野がある。ともにオールリスク担保方式の保険であるが、それぞれの歴史的背景の下で約款、引受方法、料率など異なった体系をもっている。同一の危険に対してこのように二つの保険が存在することは、需要者に不便と混乱を招くものであり、将来的

(3) 過去の例を考えれば、いわゆる自動車の衝突危険は自動車の大衆化により、またいわゆる爆発危険は都市ガスやプロパンガスの普及により新しく出現した危険といえる。

には、加工あるいは流通過程にある動産に対するオールリスク担保方式の保険として、動産総合保険と運送保険とを一本化した新保険の開発が期待される⁽⁴⁾。

1-2 動産総合保険

広い意味での動産総合保険にはヨット・モーターボート総合保険およびコンピュータ総合保険が含まれるが、本節では狭い意味での動産総合保険について考察を加え、ヨット・モーターボート、コンピュータ両総合保険はそれぞれ第3節、第4節で詳しく述べる。

なお、現在各保険会社の使用している動産総合保険の約款は、その構成、文言をすこしずつ異にしているが、趣旨は全く同一であり、近い将来統一される見込みである。本章においては、大正海上社の普通保険約款、特約条項（昭和56年7月現在）に沿って説明する。

1-2-1 保険の対象

(1) 対象物件

後述する対象除外物件以外のすべての動産が保険の目的になる。しかし、実際問題として、比較的高価なもの、破損しがちなもの、場所の移動を伴うものなどがこの保険の目的としてふさわしい。たとえば、宝石、貴金属、美術品、カメラ、通信機器、測定機器、医療用機器、事務用機器、家庭用電気製品、さらに現金、有価証券などが挙げられる。逆に、実際に使用されている食器、衣類、雑貨など比較的安価で損害の発生が日常的なものはこの保険になじまない。

(2) 対象除外物件

動産であっても動産総合保険の対象とならないものがあることに注意する必要がある。以下の除外物件については、他に同じ内容の保険サービスを提供できる専門の保険があり、複数の保険の競合を避ける必要のあるものである。

(4) 栗和田博之「インランドマリン保険における保険進化論」『保険研究』第27集（昭和50年）。

対象除外物件には次のものが挙げられる。⁽⁵⁾

① 特定の収容場所内の商品

店舗や倉庫に保管中の商品について、その収容場所内の危険のみを動産総合保険で引受けることはできない。これらの商品は、火災保険と盗難保険を組合わせれば保険需要をほぼ満たしうることによる。ただし、収容場所から他の場所まで、あるいは他の場所から収容場所までの運送中も保険の担保範囲に含める場合は引受けの対象となる。

商品以外のもの（原材料、使用財、展示会での出品物など）であれば、収容場所が特定していても動産総合保険で引受けることができる。

② 加工（修理を除く）または製造中の動産

加工中の仕掛品の各種損害を担保する保険としては、貨物保険の一種である工場加工一貫保険がある。したがって、動産総合保険では保険の目的が加工、製造される工程を含めた契約の引受けは行わない。ただし、ここでいう加工、製造には解体、再組立は含まれない。

また、保険契約締結後、保険の目的に加工が施される場合であっても、加工着手後の損害は一切担保されない（3条8号）。

③ 自動車

自動車保険の対象とされているので、動産総合保険では取扱いの範囲外となる。ただし、フォークリフト、ブルドーザー、パワーショベルなどの荷役、建設、土木用の機械やトラクター、耕うん機などの農業用機械で自動車登録番号を受けていないものは、一種の工作機械とみなして、車輪やキャタピラーなどの移動装置を備えていても動産総合保険の対象とすることができる。

④ 船舶

一般の船舶は船舶保険、ヨットやモーターボートはヨット・モーターボート総合保険の対象となる。⁽⁶⁾

(5) ここでいう除外物件は分野調整のための最低限の制限である。したがって、実務においては除外物件と特定されていないものでも、保険会社が動産総合保険の対象としてふさわしくないと判断した場合には引受けが回避されることもある。

(6) ヨット・モーターボート総合保険の対象物件で特に危険度の高いものは動産総合保険で引受けがある。

⑤ 航空機

航空保険の対象である。

⑥ 特定場所内における家財包括契約

家財一式について火災、爆発および盗難などの危険を担保する保険としては、火災保険部門に住宅総合保険、長期総合保険などがあるため、動産総合保険では家財の包括的引受けは行わない。しかし、家財のうちカメラ、テレビなどを個別に抜出して動産総合保険につけることはできる。

分野調整とは別に、家財一式には衣類、雑貨など動産総合保険の対象としてふさわしくないものが含まれていることも、対象除外とした理由のひとつである。

⑦ 工場の据付機械

火災保険および機械保険の対象とされている。ただし、据付機械であっても、リース会社が保険契約者となって付保するリース物件は動産総合保険の対象となる。

⑧ 特定区間の輸送中の危険のみを対象とするもの

輸送中の動産の危険を担保する保険には運送保険などがある。ただし、輸送の前または後の保管の危険もあわせて引受ける場合には動産総合保険の対象となる。

⑨ 海上輸送を主たる危険とする商品

動産総合保険はもともと陸上危険を想定しており、その料率体系、約款の文言などは海上危険を想定していないため、この種の物件は貨物海上保険の引受け分野とされている。

⑩ 情報機器および情報メディア

コンピュータ総合保険で引受ける。

1-2-2 てん補される損害

一般に損害保険契約で保険金の支払いの対象となる事故（保険事故）は、次の二つの要件を満たしていなければならない。⁽⁷⁾

(7) 保険事故の要件については、大森忠夫『保険法』有斐閣（昭和32年）61頁参照。

① 偶然な事故であること

② 保険の目的にその事故が発生することによって被保険者が経済的損害を被ること

事故が「偶然性を有する」とは、契約締結時においてその事故の発生が不確定であること、つまり起こるか起こらないかわからないことをいい、火災保険は、このような保険事故の要件を満たすもののうち火災事故だけを抜出して、保険事故として明示した保険である。このような保険を列挙危険担保方式という。これに対して、動産総合保険は担保危険を例示するにとどめ、免責規定により除外されているものを除き、すべての偶然な事故により保険の目的に生じた損害を担保する。⁽⁸⁾これをオールリスク（包括危険）担保方式という。

したがって、動産総合保険の保険事故をひとつひとつ列挙していけばその数は限りがない。本保険の場合、保険事故が何であるかよりも、むしろ免責危険について検討する方が重要であろう（実際には地震、戦争をはじめとして数々の免責があり、単純にオールリスク担保を強調することは、需要者に過大な期待を与えるなど無用の誤解を招くおそれがある）。

1-2-3 てん補されない損害

（1）免責危険

普通保険約款第3条および第4条は「てん補しない損害」として、免責危険を規定している。第3条に定められている免責危険（①ないし⑦）は特約により復活担保できない危険、すなわち絶対免責である。一方、第4条の免責危険（⑧ないし⑩）は特約により復活担保の道がある相対免責である。

① 戦争その他の変乱

普通保険約款第3条第1号は、「直接であると間接であるとを問わず、戦争（宣戦の有無を問いません。）その他の変乱に起因する損害」を免責としている。ここでいう「変乱」とは政治的集団または多数の群衆の行動によって、全国ま

(8) 普通保険約款第1条では、担保する危険として火災、落雷、盗難などを挙げてはいるが、これらはあくまでも例示であって、保険事故を限定列挙したものではない。

たは一部の地区において著しく社会的平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。具体例を挙げれば米騒動⁽⁹⁾、2・26事件⁽¹⁰⁾などがこれにあたる。第二次大戦後のわが国においては変乱に相当する事例はない。

② 公権力の行使

第2号で「直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、徴発、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害」を免責としている。税関における没収、検疫所での焼却などもこれに含まれる。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は除かれている。

③ 磨耗、虫害、かび、腐蝕など

第3号は「直接であると間接であるとを問わず、保険の目的の磨耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ喰いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕に起因する損害」を免責としている。これらの損害はもともと偶然な事故とはいいいがたいが、念のため具体的な表現により不担保であることを明らかにしたものである。

④ かし（瑕疵）

第4号は「直接であると間接であるとを問わず、保険の目的のかしに起因する損害」を免責としている。すなわち、保険の目的の瑕疵自体および瑕疵と相当因果関係にある一切の損害が免責とされる。ただし、相当の注意をもってしても発見できなかった瑕疵の場合は、その瑕疵に起因して生じた損害は担保される。

なお、保険の目的が電気機器や機械の場合には、本号ただし書によって免責を免れたとしても、後述の電氣的・機械的の事故の免責規定（4条2号）に該当すればその損害は結局免責となる。

⑤ 核燃料物質

第5号は「核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃

(9) 大正7年～8年、富山県での米価騰貴に対する打撃しに始まり、1道3府26県で暴動が発生し戒厳令が施行された。

(10) 昭和11年2月26日、陸軍青年将校によるクーデターが実行されたが、戒厳令の施行により鎮圧された。